

2019年10月28日

会員事業所 御中

(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部長

片平 不雄



荷役作業における労働災害防止を目的とした自主点検の実施について

拝啓

会員事業所様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より横浜南支部の事業運営につきまして格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について」に関しまして、昨年7月18日付け横浜南労基標準監督署長より会員事業所への周知・徹底の要請により関係資料を送付、9月に荷役災害防止自主点検表により作業状況等のご確認にご協力いただきました。

本年においても労働災害を防止すること目的として、昨年に引き続き自主点検実施の依頼がありましたので、ご協力いただきたくご連絡いたします。

自主点検表の提出につきましては横浜南支部宛てFAXまたはメールにて提出をお願いいたします。

なお、自主点検票3項「荷役作業の担当者」につきまして、横浜南支部主催「荷役災害防止研修会」を年明け1月30日に予定していますのでご活用ください。

*荷役作業に該当しない事業所様にも送付しておりますことご容赦ください。

記

- ・提出期日 2019年12月18日(水)
- ・提出方法 横浜南支部宛て メール、又はFAXにて提出してください。
メールアドレス:yokominami@roaneikyo.or.jp
FAX :045-651-0862

以上

添付資料

- ・荷役作業における労働災害防止を目的とした自主点検(会員向け)の実施について
(横浜南労働基準監督署長 信 横浜南基発 0927 第1号)2号) 1頁
- ・荷役作業における労働災害防止のための自主点検(荷主、発送先、元請事業者用) 1頁
- ・「荷役作業での労働災害を防止しましょう！」
「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内 4頁

横浜南基署発0927第1号

令和元年 9月27日

関係団体の長 殿

横浜南労働基準監督署長



荷役作業における労働災害防止を目的とした自主点検（会員向け）の実施
について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、労働基準行政の推進に、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について」は、平成30年7月18日付け横浜南基署発0718第1号をもって、各会員に対して周知を依頼したところ です。

当署では、本対策が、当署管内で発生する労働災害を防止するために重要な施策であることから、昨年に引き続き、周知の状況を確認する必要があると考えています。

つきましては、下記により自主点検の実施を依頼いたしますので、御協力のほど、よろしくお願ひします。

なお、本対策の進捗状況から、自主点検の対象を、荷主に限ることとしたので、申し添えます。

記

- 1 対 象 会員事業場
- 2 実 施 時 期 任意（ただし自主点検票は令和2年 1月末日までに、当署あてご提出ください）
- 3 自主点検方法 別紙による

以上